

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種
使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成 16 年 8 月 4 日～ 9 月 3 日(トウモロコシ 3 件及びワタ 1 件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成 16 年 8 月 4 日(水)から 9 月 3 日(金)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課または農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 意見提出数 | 4 通 |
| (2) 整理した意見の総数 | 5 件 |

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について

(平成16年8月4日～9月3日(トウモロコシ3件及びワタ1件))

| 該当箇所 | 意見要旨 | 対応方針 | 件数 |
|----------|--|---|----|
| 1 全体について | 遺伝子組換え作物を求めている国民がどれだけいるのか疑問。 | 生物の多様性に関する条約のバイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書においても、遺伝子組換え等の技術は、環境及び人の健康のための安全上の措置が十分執られた上で開発・利用されるならば、人類の福祉にとって大きな可能性を有するとされているところであり、これを踏まえて、カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響を防止する観点から必要な規制を行っているところです。 | 1 |
| 2 " | 有機栽培を行っている場合に、遺伝子組換え農作物との交雑により混入した際にはだれが責任をとるのか。農薬は、使用しないことを選択できるが、遺伝子組換え農作物による汚染は防ぎようがない。生物多様性への影響だけでなく、本来の農業保護、農家保護を考えて欲しい。これ以上、日本国内の自家採種農家を圧迫しないでほしい。 | <p>カルタヘナ法は、遺伝子組換え農作物の栽培等環境中での使用等により生じる影響のうち野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるものその他の生物多様性影響を防止することを目的としています。</p> <p>一方、試験研究機関等が遺伝子組換え農作物の栽培実験を行う場合等において、国民の理解の下に円滑に行われ、同種の栽培作物と交雑・混入した場合に農作物の生産・流通上の混乱が生じることがないよう、農林水産省では、カルタヘナ法に基づき承認された遺伝子組換え農作物の栽培実験について、事前に栽培実験計画書を策定・公表して説明会を開催することや、栽培作物との交雑や収穫物への混入を防止することを定めた第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針を策定し、農林水産省が所管する独立行政法人に通知するとともに、都道府県等関係する行政機関、関係団体にも広く通知をしています(詳しくは、農林水産省ホームページ(URL: http://www.s.affrc.go.jp/docs/genome/genome.htm)をご覧ください)。</p> <p>また、一般ほ場で食用・飼料用に供する遺伝子組換え農作物の栽培を行う場合には、カルタヘナ法に基づく承認をはじめ、食品衛生法や飼料安全法に基づく安全性の確認を義務づけるとともに、これらの法律で認められている遺伝子組換え農作物であっても、非組換え農作物を栽培する農家との間で問題が生じないよう、農林水産省ではあらかじめ周辺農家等の理解を得るとともに交雑防止等の措置を徹底するよう都道府県を通じて指導(要請)しています。</p> | 2 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 3 | ” | <p>「学識経験者の意見」を検討した結果、生物多様性影響が生じるおそれはないと判断されるので、速やかに承認されるよう措置されたい。</p> | <p>第一種使用規程の承認については、カルタヘナ法に基づき聴取した学識経験者の意見のほか、カルタヘナ法第3条に基づく基本的事項及びパブリックコメント手続により寄せられた意見・情報を勘案して判断することとしています。</p> | 1 |
| 4 | ” | <p>スタック系統については、両親由来の挿入遺伝子の性質がスタック系統においても変化していないことを確認することによって、生物多様性影響評価が可能であると考えられる。したがって、スタック系統の生物多様性影響評価書においては、両親系統の第一種使用規程の承認が得られていれば、従前の指針に基づく環境影響評価や、食品安全委員会における食品としての安全性評価、農林水産資材審議会における飼料としての安全性評価におけるのと同様に、両親に関する情報の記載は可能な限り簡素化し、必要な場合は既に承認の得られている両親の生物多様性影響評価書を参照することとされるようご配慮頂きたい。</p> | <p>スタック系統については、御指摘のような観点も踏まえ、親系統に移入された核酸による意図された形質における相互作用の有無、その他スタック系統の特性に係る情報等を踏まえ、個別ケース毎に総合的に評価を行っています。</p> | 1 |
| 5 | | <p>7月5日に開催された総合検討会では、今回の4件の他に、クレーピングベントグラスも審議されたが、今回のパブリックコメントの募集には含まれていない。ベントグラスの扱いはどうなっているのか。</p> | <p>検討会での議論を踏まえ、申請者による追加試験等を行ったため、今回のパブリックコメントには間に合いませんでした。本件につきましては、9月8日からパブリックコメントの募集を開始しています。</p> | 1 |